

運 営 規 程

社会福祉法人 久楽会

指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 白山ぬくもりホーム

介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 白山ぬくもりホーム 運営規程

第一章 事業の目的及び運営方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 久楽会（以下「事業者」という。）が設置運営する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 白山ぬくもりホーム（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業者が要支援状態であって認知症である高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 2 事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。
- 3 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- 4 事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するに当たっては、介護保険法（以下「法」という。）第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 白山ぬくもりホーム
- 二 所在地 白山市八ツ矢町124番地1

第二章 従業者の職種、員数及び職務内容

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理、指定介護予防認知症対応型共同生活介護

の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- 二 介護職員 4.2名以上／1ユニット毎
(日中生活時間帯における常勤換算後の人数)

介護職員は、利用者の入浴、排せつ、食事等の介護業務全般を担当する。

- 三 計画作成担当者 1名／1ユニット毎

計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

- 2 従業者は、法に基づく指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所としての指定要件を満たす範囲内で、複数の職務を兼務することができるものとする。

第三章 利用者の定員

(利用定員及び居室数)

- 第5条 事業所の利用定員及び居室数は、指定認知症対応型共同生活介護と合わせて次のとおりとする。

- | | | | | | |
|---|----------|------|----|-----|----|
| 一 | かがやきユニット | 利用定員 | 9名 | 居室数 | 9室 |
| 二 | はくたかユニット | 利用定員 | 9名 | 居室数 | 9室 |

第四章 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

- 第6条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成
- 二 入浴(週2回以上)、排せつ、食事等の介護
- 三 その他の日常生活上の支援・世話
- 四 機能訓練
- 五 健康管理
- 六 相談及び援助
- 七 利用者の家族及び地域との連携

(社会生活上の便宜の提供等)

- 第7条 事業者は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めるものとする。
- 2 事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
- 3 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

- 第8条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

- 2 事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価又は第21条第1項に規定する運営推進会議における評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとする。
- 3 事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たるものとする。
- 4 事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮するものとする。
- 5 事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めるものとする。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- 7 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- 8 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- 9 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(介護予防認知症対応型共同生活介護計画)

第9条 共同生活住居の管理者は、計画作成担当者に介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 計画作成担当者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成する。
- 3 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。
- 4 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
- 5 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付する。
- 6 計画作成担当者は、他の介護従業者及び利用者が介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定介護予防サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づくサービスの提供の開始時か

ら、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行う。

- 7 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更を行う。

（利用料その他の費用の額）

第10条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

- 2 前項の他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

一 食材料費	朝食	300円
	昼食	400円（おやつ代含む）
	夕食	300円

二 おむつ代 実費相当額

三 クラブ活動等の材料費 実費相当額

（利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用に限る）

四 家 賃 1日当たり 2,000円
（光熱水費 1,000円含む）

入院・外泊時の家賃は、1日当たり1,500円（光熱水費含む）とする。

- 五 前各号に掲げるもののほか、介護予防認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を徴収する。

- 3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について書面にて説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受ける。

第五章 サービス利用に当たっての留意事項

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11条 利用者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際には、次の事項に留意するものとする。

- 一 利用者は、事業所の従業員の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に務めるものとする。
- 二 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続により管理者に届け出るものとする。
- 三 利用者は、健康に留意するものとする。
- 四 利用者は、清潔、整頓その他環境衛生のために協力するものとする。

2 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- 三 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

第六章 非常災害対策等

(緊急時等における対応方法)

第12条 従業者は、現に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(非常災害対策)

第13条 事業者は、利用者の特性及び当該事業所の周辺地域の環境等を踏まえ、火災、地震、津波、風水害等の非常災害ごとに、当該非常災害時における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「防災計画」という。）を策定し、定期的に従業者に周知する。

- 2 事業者は、防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行う。
- 3 事業者は、前項に規定する非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制を整備するに当たっては、市、他の地域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者及び地域住民と相互に支援及び協力が行われるように、その整備に努める。
- 4 事業者は、第2項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。
- 5 事業者は、第2項に規定する訓練の結果に基づき、防災計画の検証を行い、必要に応じて防災計画の見直しを行う。
- 6 事業者は、非常災害時において、身体等の状況が医療機関へ入院し、又は社会福祉施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活が適当でないと市長が認めたものの受入れに配慮する。

(事故発生時の対応)

第14条 事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

- 3 事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
- 4 事業所における事故の発生又はその再発を防止するため、別に「事故発生防止のための指針」を定める。

第七章 その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

- 第15条 事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めておくものとする。
- 2 前項の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮するものとする。
 - 3 事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保する。その際、事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるよう努める。
 - 4 事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるに当たり、別に「ハラスメント防止に関する規程」を定める。

（業務継続計画の策定等）

- 第16条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- 2 事業者は、介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
 - 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（衛生管理等）

- 第17条 事業者は、利用者の利用する施設、食器その他の設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 事業者は、事業所において感染症が発症し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、当該措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこととする。
 - 3 感染症対策については、別に「感染症・食中毒の予防及びまん延の防止に関する指

針」を定める。

(秘密保持等)

第 18 条 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

- 2 事業者は、事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、事業所の従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこととする。

(苦情処理)

第 19 条 事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。

- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関し、法第 23 条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告する。
- 5 事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第 176 条第 1 項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 6 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。
- 7 苦情処理に関しては、別に「苦情解決の実施規程」を定める。

(身体的拘束等の禁止)

第 20 条 事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。

- 2 事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 3 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図る。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

三 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(地域との連携等)

第21条 事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する法第115条の39第1項に規定する地域包括支援センターの職員、認知症対応型生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

運営推進会議に関しては、別に「運営推進会議規程」を定める。

- 2 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。
- 3 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。
- 4 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町が実施する事業に協力するよう努める。

(虐待の防止)

第22条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第23条 事業者は、事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催するよう努める。

(記録の整備)

第24条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておく。

- 2 事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
 - 一 介護予防認知症対応型共同生活介護計画
 - 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録

- 三 身体拘束等の態様及びその時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 利用者に関する市への通知に係る記録
- 五 苦情の内容等の記録
- 六 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 七 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録

(その他運営に関する重要事項)

第25条 事業所は、介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設け、業務体制を整備する。

- 一 年一回の採用時研修
 - 二 年一回の中堅研修等
- 2 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人 久楽会と事業所の管理者との協議により決定する。

附 則

- 1. この規程は、平成26年11月1日から施行する。
- 2. この改正規程は、平成27年12月1日から施行する。
- 3. この改正規程は、平成29年10月1日から施行する。
- 4. この改正規程は、平成30年10月1日から施行する。
- 5. この改正規程は、令和元年10月1日から施行する。
- 6. この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 7. この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。